平成２７年（フ）第９９１号
神戸市兵庫区山王町２丁目６番６号
債務者　川嶋　啓子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目36番41号　レジデンスジョワイユ303号
債務者　上田ひろみ
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目５番10号201
債務者　加藤　昌司
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―1008号
債務者　重田　数男
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1449番地４　セフィラあい101号
債務者　唐島ゆかり（旧姓荒瀬）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
宮崎市清武町正手２丁目59番地１　第１ファミリーコーポ106号
債務者　福住　幸喜
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１２号
北海道小樽市祝津３丁目45番地、前住所北海道小樽市幸３丁目34番15号
債務者　目黒　洋子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目８番18号
債務者　三戸　敏雄
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市日吉町３丁目９番13号　クリスタルハーモニー33　101号
債務者　若山　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市本郷12番地４　菊田アパート１号室
債務者　菊田　和孝（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第２３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜29―４　沼田（２期）応急仮設住宅１－５、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入151番地１　ハウスＫＹ２号館203号
債務者　小野寺明浩
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市唐桑町台の下15番地34
債務者　千葉　百恵
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第４４号
長野県茅野市中大塩２番地９
債務者　藤森亜希子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第７３号
長野県諏訪市諏訪１丁目22番14号
債務者　平林　省吾
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６３号
滋賀県彦根市開出今町1600番地９、前住所滋賀県彦根市大藪町705番地２（205号）
債務者　大倉　弘子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市桂見921番地３　レイクサイドハイツ103号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町久能寺891番地11
債務者　中西　義人
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０５号
広島県府中市土生町1467番地１
債務者　田邉美智子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係